生活保護法における介護機関の指定について

　平成26年7月1日指定分より、介護保険事業者に指定されると自動的に生活保護法における介護機関に指定されたとみなされます。

（改正生活保護法第54条の2第2項）

　この生活保護法における介護機関の指定を辞退される場合、別紙の申出書の提出が必要になります。

　事業者各位におかれてはご判断のうえ、届出書を提出いただきますようお願いいたします。

　なお、介護保険事業者の指定を辞退した場合は、生活保護法における介護機関の指定もされません。

【生活保護法に基づく指定について】

船橋市　福祉サービス部　生活支援課

電話　０４７－４３６－２３６３

【介護保険法に基づく指定について】

　船橋市　福祉サービス部　指導監査課

指導監査第二係　電話　０４７－４０４－２７１２

指導監査第三係　電話　０４７－４３６－２７８２